



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年1月8日金曜日 第273号

◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の追加募集.....	(総務管理課).....	1
自衛官候補生の採用試験.....	(").....	1
地域森林計画の公表.....	(林業政策課).....	1
地域森林計画の変更の公表(4件).....	(").....	1
漁業の免許.....	(水産課).....	2
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	(港湾海岸課).....	2
都市計画の変更(名称変更を伴う一部変更)案の縦覧.....	(都市計画課).....	3
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所).....	3
道路の供用開始(一般国道317号).....	(東予地方局今治土木事務所).....	3
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課).....	3
道路の区域変更(県道宇和島城辺線).....	(南予地方局管理課).....	4
道路の供用開始(").....	(").....	4
道路の供用開始(県道内子河辺野村線).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	4

選挙管理委員会告示

漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会).....	5
--	----------------	---

雑 報

環境影響評価書の縦覧について.....	(環境政策課).....	5
---------------------	--------------	---

告 示

○愛媛県告示第1号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成28年1月8日

愛媛県知事 中村時広

- 男子(平成27年度3・4月採用分(追加募集))
平成28年1月15日(金)から
1月26日(火)まで

○愛媛県告示第2号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成28年1月8日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成28年1月30日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第3号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、平成27年12月25日、今治松山地域森林計画を立てた。

今治松山地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成28年1月8日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第4号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、平成27年12月25日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成28年1月8日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成27年12月25日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成27年12月25日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成27年12月25日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、

○愛媛県告示第8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成28年 1月 1日次のように区画漁業を免許した。

平成28年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
宇区第176号	西予市明浜町狩浜1番耕地215番地 明浜漁業協同組合 外3名	平成27年8月28日付け愛媛県告示第1073号のとおり	平成28年1月1日から平成36年3月31日まで
宇区第177号	宇和島市下波3048番地 下波漁業協同組合 外1名	〃	〃
宇区第178号	〃 〃 外1名	〃	〃
宇区第179号	〃 〃 外6名	〃	〃
宇区第180号	〃 〃 外7名	〃	〃
宇区第181号	〃 〃 外7名	〃	〃
宇区第182号	〃 〃 外6名	〃	〃
宇区第183号	〃 〃 外7名	〃	〃
宇区第184号	〃 〃 外6名	〃	〃
宇特区第301号	〃 〃	〃	平成28年1月1日から平成31年3月31日まで
宇特区第302号	宇和島市築地町二丁目5番18号 うわうみ漁業協同組合	〃	〃

○愛媛県告示第9号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、愛南町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成28年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
代表者 愛南町長 清水 雅文
南宇和郡愛南町越田99番地

2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡愛南町御荘菊川2244番1から2284番までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から20点までを順次直線で結んだ線、20点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の

陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町御荘菊川2286番 1地先の銭坪護岸に設置された金属鉄）は、北緯32度58分38秒、東経132度31分04秒の地点

- 1 点は、基点から真北107度18分04秒194.16メートルの地点
- 2 点は、1点から真北230度20分30秒29.27メートルの地点
- 3 点は、2点から真北320度20分32秒15.00メートルの地点
- 4 点は、3点から真北230度20分32秒15.00メートルの地点
- 5 点は、4点から真北355度20分32秒15.00メートルの地点
- 6 点は、5点から真北265度20分30秒33.00メートルの地点
- 7 点は、6点から真北355度21分19秒1.00メートルの地点
- 8 点は、7点から真北265度20分16秒3.10メートルの地点
- 9 点は、8点から真北175度21分19秒1.00メートルの地点
- 10 点は、9点から真北265度20分34秒36.90メートルの地点
- 11 点は、10点から真北355度21分02秒1.00メートルの地点
- 12 点は、11点から真北265度21分22秒3.10メートルの地点
- 13 点は、12点から真北175度21分19秒1.00メートルの地点
- 14 点は、13点から真北265度20分30秒23.90メートルの地点
- 15 点は、14点から真北308度20分32秒23.00メートルの地点
- 16 点は、15点から真北38度18分07秒1.00メートルの地点
- 17 点は、16点から真北308度20分43秒3.10メートルの地点
- 18 点は、17点から真北218度18分07秒1.00メートルの地点
- 19 点は、18点から真北308度20分31秒23.90メートルの地点
- 20 点は、19点から真北38度20分38秒27.91メートルの地点

(3) 面積

4,649.63平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成25年10月31日 愛媛県指令25港第470号

4 しゅん功認可年月日

平成28年 1月 8日

○愛媛県告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づ

○愛媛県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	317号	今治市別宮町八丁目410番5から 同市別宮町八丁目412番4まで	平成28年 1月 8日

○愛媛県告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 1月 8日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

き、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
宇和島都市計画道路 3・4・2 栄町港高串線	宇和島都市計画道路 3・5・2 栄町港高串線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 和霊中町2丁目、和霊中町3丁目、和霊町、伊吹町及び高串の各一部

○愛媛県告示第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年 1月 8日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成27年12月21日

3 指定道路の位置

四国中央市三島金子三丁目字鐘鑄2252番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 104.43メートル
- (2) 幅員 4.00メートル

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建(開)第36号 平成27年12月21日	東温市北方字川上甲2274番1、甲2274番2、甲2279番1、甲2281番1、甲2281番2、甲2283番1、甲2287番、甲2274番1地先農道・水路、甲2281番2地先農道・水路	松山市北梅本町779番地 株式会社 中央ハウジング 代表取締役 藤岡 真須雄

○愛媛県告示第14号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 1月 8日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建(開)第37号 平成27年12月24日	伊予郡松前町大字神崎字奥屋敷255番6	伊予郡松前町大字出作2番地1 坂田 清

○愛媛県告示第15号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月 8日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町下畑地庚30番2から 同町下畑地乙707番2まで	旧	メートル 2.9~4.7	キロメートル 0.020	
			新	6.8~20.6	0.020	

○愛媛県告示第16号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月 8日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町下畑地庚30番2から 同町下畑地乙707番2まで	平成28年 1月 8日

○愛媛県告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月 8日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山153番3から 同町横山160番2まで	平成28年 1月 8日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成28年 1月 8日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- | | |
|----------------------|--------|
| 1 選挙権を有する者の総数 | 10,646 |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 3,549 |

雑 報

○公 告

環境影響評価書の縦覧について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第41条第1項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第21条の規定により、次の都市計画対象事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同条例第41条第1項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第23条の規定により、次のとおり公告し、評価書を縦覧に供する。

平成28年 1月 8日

松山市長 野 志 克 仁

- 都市計画決定権者の名称
松山市
- 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - 名称 汚泥再生処理センター整備事業
 - 種類 し尿処理施設の設置の事業
 - 規模 1日当たりの処理能力 373キロリットル
- 都市計画対象事業が実施されるべき区域
松山市北吉田町77番地31外
- 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
松山市
- 評価書の縦覧場所、期間及び時間
 - 縦覧場所 松山市役所、松山衛生事務組合浄化センター、愛媛県庁
 - 縦覧期間 平成28年 1月 8日から 2月 8日まで
 - 縦覧時間 9時から17時まで